

## 五條市地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、五條市地域クラブ活動指導の担い手の確保を図るため、部活動の実技に精通し、安全な指導ができる人材を登録する「五條市地域クラブ活動指導者人材バンク」(以下「人材バンク」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録対象者)

第2条 人材バンクの登録対象者は、次の各号の要件すべてを満たす者とする。

- (1) 登録する年度の4月1日現在で18歳以上の者(ただし、高等学校又は高等専門学校第1学年から第3学年に在学する者を除く。)
- (2) 部活動に関し、実技又は指導の経験を有し、安全な指導ができる者

### (登録の期間)

第3条 人材バンクの登録期間は、5年間とし、5年ごとに更新を行うものとする。ただし、初めて登録しようとする者は、登録期間は5年以内で五條市教育委員会が定める期日までとし、3月に登録しようとする者の期限の始期は翌年度4月からの登録とする。

### (登録の申込及び更新)

第4条 人材バンクへの登録を希望する者は、五條市地域クラブ活動指導者人材バンク募集要項に基づき、五條市地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書(様式1、以下「登録申請書」という。)に、資格等を証する書類の写しを添えて教育委員会事務局生涯学習課に提出しなければならない。

- 2 登録の更新を希望する者は、登録期間満了1か月前までに登録申請書に資格等を証する書類の写しを添えて教育委員会事務局生涯学習課に提出しなければならない。
- 3 生涯学習課は、登録申請書の提出があったときは、人材バンクへの登録の可否を決定し、当該申請をした者に、五條市地域クラブ活動指導者人材バンク登録通知書(様式2)により、その旨を通知する。

### (登録の変更及び取消)

第5条 前条の規定により人材バンクに登録された者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じたとき、又は登録を取り消そうとするときは、速やかに五條市地域クラブ活動指導者人材バンク登録内容変更・取消届(様式3、以下「変更・取消届」という。)を教育委員会事務局生涯学習課に提出しなければならない。

- 2 生涯学習課は、変更・取消届があったときは、当該届出の内容を踏まえて、速やかに登録内容の変更又は登録の取消をするものとする。

(登録の削除)

第6条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者名簿から登録者の情報を削除することができるものとする。

- (1) 前条第2項の規定により登録の取消を行ったとき。
- (2) 長期間（概ね1年間）にわたり連絡が取れないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会事務局生涯学習課が登録者として不  
適格と認めたとき。

(任用通知)

第7条 教育委員会は、人材バンクに登録された者の中から、必要に応じて地域クラブ活動の指導を依頼し、承認を得た指導者に任用通知書（様式4）により、その旨を通知する。

(留意事項)

第8条 人材バンクは、登録者に対し職の斡旋、紹介を行わないこととする。

(個人情報の保護)

第9条 人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び五條市個人情報保護条例（平成15年9月五條市条例第21号）に定めるところによる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は五條市部活動地域移行推進協議会が別途協議し定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による申請その他これに関する必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年12月17日から施行する。